

平成 28 年度東京都公衆浴場利用促進事業補助金交付要綱

平成 28 年 4 月 1 日

27 生消生第 568 号

(目 的)

第 1 この要綱は、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「浴場組合」という。）が行う公衆浴場利用促進事業に要する経費について、補助金を交付することにより、東京都内の公衆浴場利用者の増加を図り、経営を安定化させ、もって都民の浴場利用機会の確保に資することを目的とする。

(補助金交付対象者)

第 2 浴場組合が、次に掲げる団体の場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 浴場組合の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(対象事業及び補助対象経費)

第 3 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、浴場組合が行う公衆浴場利用促進事業のうち、電子媒体等による広報宣伝、銭湯見学会及び銭湯サポーターによるフォーラムの実施に要する経費とする。

(補助率及び補助限度額)

第 4 東京都が交付する補助金の額は、第 3 に規定する経費の 3 分の 2 以内で、かつ、17,479 千円を限度とする。

(交付の申請)

第 5 浴場組合は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に事業計画書及び誓約書（別記第 2 号様式）を添えて知事に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第 6 知事は、第 5 の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定書（別記第 3 号様式）により、浴場組合に通知する。

2 知事は、1 の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

3 知事が必要と認めた場合には、浴場組合が、第 2 に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

(申請の撤回)

第7 浴場組合は、第6の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、補助金交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(補助金の請求)

第8 浴場組合は、第6の規定による補助金交付決定書を受けたときは、知事の指定する期日までに、補助金請求書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の支出)

第9 知事は、第8の規定による補助金請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、概算払するものとする。

(変更承認申請)

第10 浴場組合は、次の(1)から(3)までに該当するときは、補助事業の変更等承認申請書(別記第5号様式)により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては報告をもって代えることができる。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更承認)

第11 知事は、第10の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、変更承認書(別記第6号様式)により、また変更を承認しないときは、通知書(別記第7号様式)により、それぞれ通知する。

(遂行困難となった場合の報告)

第12 浴場組合は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、浴場組合に対し補助事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

(事業の遂行命令)

第14 知事は、第13の規定による報告又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づく調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、浴場組合に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

(事業の一時停止命令)

第15 浴場組合が、第14に規定する命令に違反したときは、知事は、浴場組合に対し、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第16 浴場組合は、補助事業が完了したとき又は平成28年度が終了したときは、補助事業実績報告書(別記第8号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。第10

の(3)の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。

(補助金の額の確定)

第17 知事は、第16の規定による実績報告書を受理した場合において、実績報告書の審査及び必要に応じ行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、補助金の額を確定し、額の確定書（別記第9号様式）により浴場組合に通知するものとする。

(精算書の提出)

第18 浴場組合は、第17の規定による額の確定書を受けたときは、速やかに補助金額の計算の基礎を明らかにした精算書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第19 知事は、第17の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、浴場組合に対し、当該補助事業について、是正のための措置を命じるものとする。

(決定の取消し等)

第20 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次の(1)から(5)までに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

なお、(2)から(5)までの規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

(1) 交付決定後において、事情の変更により特別の必要が生じたとき。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) この交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(5) 浴場組合（代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(補助金の返還)

第21 知事は、第20の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 第17の規定により浴場組合に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金)

第22 知事が、第20の(2)から(5)までの規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、浴場組合は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第23 知事が、浴場組合に対し補助金の返還を命じた場合において、浴場組合がこれを

納期日までに納付しなかったときは、浴場組合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（関係書類帳簿の整理保存）

第24 浴場組合は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

（他の規程との関係）

第25 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。